

限度額適用認定証

70歳未満の方は「限度額適用認定証」を入院前に申請してください。

■窓口での支払が軽減されます。

70歳未満の方が入院したとき、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、入院時の窓口での支払いが限度額までとなり、高額療養費申請の必要がなくなります。入院のご予定のある方は、市民課国保年金係で認定証の交付申請をお勧めします。(社会保険などに

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額 ※2
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
上位所得 ※1	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 上位所得とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯となります。所得の申告をしていない方がいる世帯も上位所得としてみなされます。
 ※2 過去12カ月間に、1つの世帯で高額療養費の支払が4回以上あった場合の4回目以降の限度額
[4回目以降も3回目までの限度額で請求となった場合] 高額療養費の手続きが必要となります。
 ※手続きに必要なもの
 病院等の領収書、世帯主の通帳、認印

後期高齢者医療

■平成25年度後期高齢者医療保険料のお知らせ

平成25年度の保険料が確定しましたので、後期高齢者医療保険料額決定通知書・納入通知書を8月中に送付します。

また、すでに4月以降の年金から特別徴収(年金から天引き)が始まっている方にも保険料額決

加入している方は、ご加入の健康保険での手続きとなります。
 ※国民健康保険税に未納がある場合、この制度を利用できないことがあります。

■認定証をお持ちの方へ

現在交付されている限度額認定証の有効期限は7月31日までです。8月以降も入院の予定がある方は、再度申請が必要です。保険証と認印、期限の切れた認定証を持参の上、申請してください。なお、限度額は前年の所得に基づいて決定しますので、病院などへ支払う金額が、前年度と変更になる場合があります。

定通知書を送付しますので、ご確認ください。

なお、4月以降の年金から特別徴収となっている方は、保険料が確定したことに伴い、今後、年金から天引きされる保険料の額が調整されます。

■限度額適用認定・標準負担額減額認定証について

限度額適用認定・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日までです。引き続き交付を受けたい場合は、申請の手続きをしてください。

また、限度額適用認定・標準負担額減額認定証の区分が「区分Ⅱ(世帯全員が住民税非課税の方)」に該当し、91日以上入院されている方は、長期入院該当の申請ができます。長期入院該当になると入院中の食事が若干安くなります。

前年度、長期入院該当の認定証の交付を受けている方が引き続き要件に該当し、8月末までに継続申請をした場合に限り長期入院該当年月日を8月1日とした認定証を交付します。

■問い合わせ先

市民課 国保年金係
 ☎33-11111
 (内線125~127)



国民年金保険料の免除制度

国民年金には、経済的な理由などにより保険料を納めることが困難な場合、全額または一部免除の制度があります。

■免除までの流れ 免除の申請をすると、申請者本人とその配偶者、世帯主の前年所得について年金事務所で審査し、所得額によって免除の承認、もしくは却下の判定がされ、結果が通知されます。

■免除の期間 免除の期間は、毎年7月分から翌年6月分です。現在は平成25年7月分から平成26年6月分までの申請ができます。結果が出るまで期間がかかりますので、早めに申請してください。

■特例による免除の取り扱い 失業・倒産・事業の廃止や天災などにあわれた方は特例の取り扱いとなりますので、そのことを証明できる書類(失業であれば雇用保険

受給者資格証や雇用保険被保険者離職票などを添えて市民課国保年金係で申請してください。

■一部免除の承認となった場合の注意事項 一部免除の承認となった場合、その期間の一部納付分を納付しないときは未納期間として取り扱われますのでご注意ください。また、申請が却下された場合も保険料を納めないときは未納期間となります。

■平成25年1月1日以降に本宮市に転入された方について 申請者、配偶者、世帯主が平成25年1月1日以後に本宮市に転入された方については、平成25年1月1日に住民登録されていた市区町村から平成25年度(平成24年分)所得証明書を取得し、免除申請書に添えて申請してください。

■問い合わせ先 市民課 国保年金係 ☎33-1111(内線125~127) 白沢総合支所 市民福祉課 ☎44-2114(直通)

地域包括支援センターだより

誰もが、どこでも 尊厳ある生活をおくれるように

～高齢者虐待防止とその対応～



高齢者の尊厳の保持という考え方から、虐待の早期発見・早期対応、家族・親族などの養護者の支援と負担軽減などを目的として「高齢者虐待防止法」(「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」2005年)が制定されました。

高齢者虐待防止法では

65歳以上の高齢者に対する「養護者(高齢者を現に養護する者)」および「養介護施設従事者」による次のような行為を高齢者虐待といいます。

- ①身体的虐待 (たたく、縛る、閉じ込めるなど)
- ②介護放棄 (適切な介護をしない、放任)
- ③心理的虐待 (言葉による暴力や無視)
- ④性的虐待
- ⑤経済的虐待 (財産を勝手に処分してしまうなど)

一番身近で頼りにしている人からの虐待は、虐待を受けている高齢者ばかりではなく、加害者になってしまった養護者にとっても不幸なことです。

本宮市地域包括支援センターが中心となり対応(虐待防止の啓発、受付・相談、事実確認、支援計画作成、介入・支援など)しますが、虐待防止や早期発見には、市民の皆さんのご協力や養介護施設関係者の努力が重要になります。高齢者が、その人らしく、その人が望む生活を安心しておくれるよう、地域で支えあえる関係づくりにご協力くださるようお願いいたします。高齢者の介護でお困りでしたら、また高齢者への虐待に気づきましたら、悩まず・ためらわずご相談・ご連絡ください。

◆問い合わせ先・連絡先

高齢福祉課 地域包括支援センター
 ☎63-2780

健康づくりシリーズ

予防接種を受けましょう!

母子健康手帳の接種歴をご確認のうえ、未接種の場合は対象となる時期に積極的に受けましょう。対象の時期を過ぎてしまうと、任意接種となり個人負担(有料)となりますので、ご注意ください。

予防接種を受けるには予診票と母子健康手帳(接種記録が確認できるもの)が必要となりますので、紛失などでお困りの方は保健課へご相談ください。

■麻しん風しん混合

【対象者】1期…1歳の幼児

2期…小学校就学1年前の幼児

成人の風しん患者数が急増しています。

定期接種の対象者の方は、積極的に受けられることをお勧めします。

■二種混合(ジフテリア・破傷風)

【対象者】2期…11歳以上13歳未満の方

■日本脳炎

- 【対象者】1期初回…3歳になる幼児
- 1期追加…4歳になる幼児
- 1期不足分…小学1・2・3・4年生
- 2期…9歳以上13歳未満のお子さん
- 2期不足分…高校3年生相当年齢の方

平成17年度から平成21年度まで積極的勧奨を差し控えていましたが、新たなワクチンが開発され、現在は通常通り日本脳炎の予防接種が受けられます。

このため、平成7～18年度に生まれたお子さん(特に平成14～18年度生まれ)は、不足分の接種を受けていただくようお願いします。今年度、小学1・2・3・4年生で接種が不足しているお子さんと、高校3年生相当年齢の方で接種が不足されている方には個別に通知しましたが、通知していない平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれで接種が不十分な方も、20歳未満までの間に接種を受けることができます。

◆問い合わせ先

保健課(えぼか内)
 健康増進係 ☎63-2780

